

窓口請求書記入例

記入例

母 花子の死亡にともない、子 次郎が住民票などを窓口で請求する場合

記入例 母 花子の死亡にともない、子 次郎が住民票などを窓口で請求する場合

住民票 母 花子の死亡にともない、子 次郎が住民票などを窓口で請求する場合

住所 濱田市殿町123番地4
 氏名 濱田 次郎
 生年月日 明・大・昭 43年 7月 8日
 性別 男
 印鑑登録住所 43年 7月 8日
 印鑑登録氏名 濱田 次郎
 印鑑登録住所 43年 7月 8日
 印鑑登録氏名 濱田 次郎

使用目的 住民票の写し等
 使用する場所 本人、親、兄弟、姉妹、祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者、同居の親族、その他
 使用する人数 1
 使用する期間 1

①-1 住民票の写し等
 住所 濱田市
 氏名 濱田 次郎
 生年月日 明・大・昭 43年 7月 8日
 性別 男
 住民票の写しの種類 1
 使用する期間 1

②-1 戸籍に関する証明書等
 本籍 濱田市
 筆頭者 濱田 太郎
 氏名 濱田 次郎
 生年月日 明・大・昭 43年 10月 1日
 性別 男
 出生 明・大・昭 16年 10月 1日
 死亡 明・大・昭 16年 10月 1日
 戸籍 濱田市
 出生の証明 (抄本)
 死亡の証明 (抄本)
 戸籍の謄本 (抄本)
 出生の証明 (抄本)
 死亡の証明 (抄本)
 戸籍の謄本 (抄本)

③-1 印鑑登録証明書
 登録番号 0035824
 住所 濱田市
 氏名 濱田 次郎
 生年月日 明・大・昭 43年 7月 8日
 性別 男

備考
 印鑑登録 除金750× 除金350×
 住民票等 除金450× 除金150×
 印鑑登録 除金300× 除金150×
 印鑑登録 除金300× 除金150×

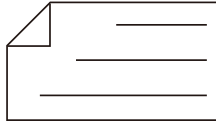
窓口用 記入例

亡くなった花子(母)の住民票の写し(除票)、花子の出生～死亡の一連の戸籍謄本2セット
 次郎本人の印鑑登録証明書1通の請求をした場合

郵送による戸籍謄抄本等の請求方法

浜田市に請求する際の方法です。他自治体に請求される場合は、詳細を請求先にお問い合わせください。

① 郵送による戸籍謄抄本等請求書



② 手数料（定額小為替または普通為替）

※為替には何も記入しないでください!



③ 請求者の本人確認書類の写し

※住所が印字されているものをご用意ください。



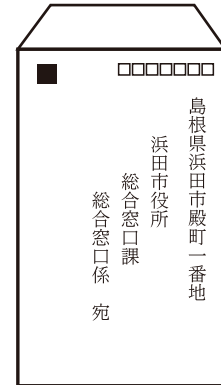
④ 返信封筒及び切手

※ご住所、お名前を明記し、必ず切手を貼付してください。

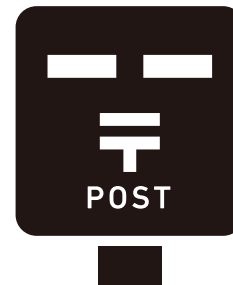
※速達を希望の方は、通常料金+速達分（260円）の切手を貼り、「速達」と朱書きしてください。



①から④を同封



ポストに投かん



◎浜田市保管の戸籍で関係が確認できない場合、戸籍に記載が必要な方と請求される方の関係が分かる戸籍が必要となります。（コピー可）

ご注意!

郵便の場合、配達の日数と役所の処理日数が必要です。
日数に余裕をもって申請してください。

※注意 戸籍は本籍地の役所へ請求してください!

記入例

郵送による戸籍謄抄本等交付請求書

※母 花子の死亡にともなう相続手続きのため、子 一郎が花子に関する戸籍を請求する場合

本籍地 (住民票の場合は住所)	(地番まで正確に記入してください) 島根県浜田市 殿町123番地4		
筆頭者 (住民票の場合は世帯主)	(戸籍のはじめに記載されている人 ※既婚の方は夫または妻、未婚の方は一般的に父または母、死亡しても筆頭者は変わりません) 浜田 太郎		
どなたの記載が必要ですか	氏名	浜田 花子	生年月日 昭和20年10月1日
必要な書類	謄本 (全員のもの)	抄本 (個人のもの)	提出先等から記載内容について特に指示があった場合は詳しく書いてください。 (例:〇〇(名前)の出生から死亡までの戸籍謄本を2セット、〇〇の死亡の記載があるものを1通) ・花子について、太郎との婚姻から死亡までの戸籍謄本を1セット ・花子について、出生から死亡までの戸籍謄本を1セット
戸籍	通	通	
除籍(改製原戸籍)	通	通	
戸籍附票	1 通	通	必要な住所を記入してください。(例:〇〇〇～現在まで、〇〇〇が記載された附票) ※戸籍の改製等により、附票が複数になる場合があります。 最新の住所が記載されたもの
住民票	通	通	必要な内容に○をしてください。(住所・氏名・生年月日は必ず記載されます。) 世帯主氏名及び続柄・本籍地及び筆頭者
身分証明		通	本人以外が請求する場合は委任状が必要です。(未成年者の身分証明を親権者が請求する場合は不要。)
独身証明		通	
その他()		通	
使用目的・提出先	例:婚姻届に添付するため、父〇〇死亡による相続手続で金融機関へ提出 等 ※相続手続等で直系親族の方以外の戸籍等を請求される場合は、関係や請求理由を明記してください。 花子死亡に伴う相続手続きで、年金事務所及び法務局に提出		

請求者	住所	〒 570-0001 大阪府守口市△△町1丁目2番3号		
	氏名	浜田 一郎	記載が必要な人との続柄	長男
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	40年	6月23日
	電話番号	(問い合わせは昼間にしますので、確実に連絡が取れる番号を記入してください。) 090-XXXX-XXXX		

◎同封する切手・小為替の額面を記入してください。

切手	140円		
小為替	6,300円		
おつり			
1000	300		
750	250		
450	100		

請求方法 下記のものと同封し、送付先へ郵送してください。

① 郵送による戸籍謄抄本等交付請求書

為替はゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で購入できます。

② 手数料(定額小為替または普通為替)

手数料(浜田市の場合): (切手は手数料になりません。)

戸籍謄抄本	1通	450円
除籍・改製原戸籍謄抄本	1通	750円
戸籍附票・住民票・身分証明・独身証明	1通	300円

※出生から死亡までなどの一連の戸籍を請求する場合、一組当たり3,000円分の定額小為替を同封してください。(余った為替はお返しします。不足が生じた場合は、追加で送っていただくこととなりますのでご連絡します。)

除籍等確認者

①	②
---	---

③ 請求者の本人確認書類の写し(返却不可)

運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など現住所が確認できるもののコピー

◎現住所が手書きで記入されているものでは確認できません。印字されているものをご用意ください。

◎マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類にはなりません。

◎被保険者証の写しを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理

(番号などが復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

④ 返信用封筒及び切手

返信用封筒に請求者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ってください。

◎原則として請求者の住民登録地へ送付します。

◎請求される通数が多い場合は、返信用切手は多めに同封してください。

保険証を本人確認として利用する際に保険者番号及び被保険者等記号・番号の告知を求めることが禁止されています。

⑤ その他

請求する内容によっては、請求者との関係が分かる書類などが必要になります。

お急ぎの方は、通常料金の切手に速達料金分260円切手を加えて貼り、封筒に「速達」と赤字で記入してください。

<送付先> 〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田市役所 総合窓口課 Tel0855(25)9400(直通)

委任状に関するご案内

死亡にともなう手続きにおいて、戸籍謄抄本等・住民票の写し・税に関する証明書の請求、年金手続きなどを亡くなられた方の相続人が行うことが困難な場合、委任状があれば代理人が行うことが可能です。

次のページに委任状の記入例を掲載していますので、参考にしてください。

委任状の用紙については、クリヤーポケットに綴じていますので、委任者が代理人の名前などもすべて記入・押印の上、ご利用ください。

委任状が必要なケースか判断に困られた場合は、お手数ですが下記の問い合わせ先までご相談ください。

委任状の様式(いずれもクリヤーポケットに綴じてあります)

◎浜田市長あて委任状 死亡に関する手続き用 市役所用

任意の様式でも要件を満たしていれば、使用できます。

◎日本年金機構あて委任状 年金事務所用

年金手続きを行う委任状については、定められた様式があります。年金事務所用の委任状は、市役所保険年金課で配布または年金機構のホームページからも印刷できます。

また、任意の様式でも要件を満たしていれば、使用できます。

問い合わせ先

- 戸籍謄抄本等・住民票の写しについて
総合窓口課 0855-25-9400
- 税に関する証明書について
税務課 0855-25-9230
- 固定資産税に関する証明書について
資産税課 0855-25-9233
- 年金手続きについて
保険年金課 0855-25-9411
- 浜田年金事務所 0855-22-0670

花子が死亡し、夫 浜田太郎が各種手続きを島根大地に委任する場合

記入例

注
意
事
項

※必ず委任者(頼む方)が委任者欄、代理人欄、委任事項もすべてを記入し、
原本を提出してください。
※窓口に来られる代理人は、本人確認ができる身分証明書等の提示をお願いします。
※記入事項について、委任者(頼む方)へ電話で確認させていただくことがあります。

死亡に関する
手続き用

委任状

浜田市長 様

〇年〇月〇日 作成

委任者(頼む方)

住所 島根県浜田市殿町13番地

氏名 浜田 太郎 生年月日 大正 昭和 平成 20年6月23日

日中連絡可能な電話番号 090-XXXX-XXXX

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所 浜田市殿町89番地

氏名 島根 大地

委任事項(委任する事項に を付け、必要事項を記入してください)

※
 私の 妻 である 浜田 花子 の死亡に伴う相続手続きに必要なとなる
(例： 母 三隅 正子)

戸籍(除籍、改製原戸籍)の謄抄本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

浜田 花子 の死亡診断書の写しの交付申請及び受領に関する権限

郵便局の簡易保険の請求、公的年金(厚生年金、共済年金など)にかかる遺族年金請求など
死亡届(死亡診断書)記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません
(簡易保険証書、年金証書等で提出先を確認させていただきます)

浜田 花子・良子 の市税に関する証明書及び交付申請及び受領に関する権限

所得・課税証明書(良子分) 平成31年度(平成30年分) 1通

相続手続き用：固定資産税に関する証明等 平成31年度(花子分) 1通

(土地：全部・ 一部 浜田市殿町13番 浜田市殿町22番) (家屋： 全部・一部)

※相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度の証明書に替わります。

職員チェック欄

死亡者と委任者の相続関係 担当

※ 総合窓口課で確認済

※ 花子死亡にともない、夫、浜田太郎が手続きするのが困難なため、島根大地に年金関係の手続きを委任する場合

委任状

記入例

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日 令和〇〇年 〇月 〇日

【受任者(来所される方)】

フリガナ	シマダ 大地	委任者(ご本人)との関係	甥
氏名	島根 大地		
住所	〒 697 - 0027 電話 (080) XXXXX - XXXXX 浜田市殿町123番地4		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	3 5 8 2 - 1 4 7 2 5 7	基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。									
フリガナ	ハマダ 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 20年6月23日								
氏名	浜田 太郎 (旧姓)	性別	(男) ・ 女								
住所	〒 697 - 0027 電話 (080) XXXXX - XXXXX 浜田市殿町13番地 上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。										
委任する内容 (必ずご記入ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的にご記入ください。 1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて (裏面の《未納時等の注意事項》をご確認ください) ⑤ 死亡に関する手続きについて (注) 6. 国民年金の加入手続きについて 7. 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特別制度等について 8. その他 (委任する内容を具体的に記入ください) () ○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する (注) 「 5. 」の場合、以下に亡くなられた方についてご記入ください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>3582-147258</td> <td>委任者(ご本人)との続柄</td> <td>妻</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>浜田 花子</td> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平・令 20年10月1日</td> </tr> </table>			基礎年金番号	3582-147258	委任者(ご本人)との続柄	妻	氏名	浜田 花子	生年月日	明・大・昭・平・令 20年10月1日
基礎年金番号	3582-147258	委任者(ご本人)との続柄	妻								
氏名	浜田 花子	生年月日	明・大・昭・平・令 20年10月1日								

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

相続登記に必要な書類について

松江地方法務局浜田支局

☎ 0855-22-0959

必要な書類

①相続を証する書類

- ・被相続人(亡くなった人)の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本または抄本
- ・被相続人の戸籍の附票または除かれた住民票の写し
☆戸籍謄本等は本籍地の市区町村役場に請求

②特定の相続人が相続する場合

- ・遺産分割協議書
☆相続人間で協議して作成(印鑑証明書付)
 - ・遺言書
☆自筆遺言書の場合は、家庭裁判所で検認手続が必要です。
 - ・特別受益証明書
☆特別受益者である相続人が作成(印鑑証明書付)
- ※上記3つ全てが必要とは限りません。相続の形態によって必要でないものもあります。

③住所証明書(住民票の写し)

- ・新たに所有者となる相続人の方のみ。

④固定資産評価通知書等

- ・相続登記を申請される当該年度のものが必要です。

⑤その他必要なもの

- ・登記申請書
- ・相続関係説明図
- ・登録免許税

相続登記の手続については、お近くの司法書士に依頼することが可能です。
司法書士に関することは、島根県司法書士会まで問合せください。

☎ 0852-24-1402

相続税についてのお知らせ

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた人のことをいいます。)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

被相続人から相続などによって、財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額(相続財産等の合計額)が、**遺産に係る基礎控除額**を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなった日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、相続税の概要を説明したリーフレットや相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」もご利用いただけます。

電話相談センター

相続税に関して、一般的な相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください(最寄りの税務署【浜田税務署:0855-22-0360】に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択した後、相談内容に応じて番号(相続税の相談の場合は「3」)を選択してください。)

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士会連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

税務署の電話番号等一覧

島根県

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
松江	松江市向島町134番10 (松江地方合同庁舎)	0852-21-7711	松江市、安来市
大東	雲南市大東町飯田86番7号	0854-43-2360	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲	出雲市塩冶善行町13番地3 (出雲地方合同庁舎)	0853-21-0440	出雲市
石見大田	大田市大田町大田イ289番地2	0854-82-0980	大田市
浜田	浜田市殿町1177番地	0855-22-0360	浜田市、江津市、邑智郡
益田	益田市元町12番11号	0856-22-0444	益田市、鹿足郡
西郷	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 (隠岐の島地方合同庁舎)	08512-2-0350	隠岐郡

自動音声によりご案内いたします。税金に関する一般的なご質問やご相談の方は「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると「電話相談センター」につながり、職員が相談をお受けします。

くらしのサービスガイド

内 容	日 時	場所・連絡先
法律相談(要予約)	毎週金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00	市役所北分庁舎1階 石見法律相談センター TEL:22-4514
法テラス 法トラブルに関する 情報提供	月~金曜日 9:00~21:00 土曜日(コールセンターのみ) 9:00~17:00	法テラス島根 TEL:050-3383-5500 コールセンター TEL:0570-078-374
法テラス 法律相談(要予約)	月~金曜日 9:00~17:00	法テラス浜田法律事務所 TEL:050-3383-0026
相続・遺言・任意後見・ 離婚給付(養育費など)・ その他各種契約等公証 法律相談(要予約)	月~金曜日 9:00~16:30 原則 第4日曜日 10:00~15:00	いわみーる2階 浜田公証役場 TEL:22-7281
外国人に関する無料法律 相談(要予約) ・外国人に関する一般 相談もあります。	第4水曜日 13:00~16:00 (一般相談) 月~金曜日 9:00~17:00	島根県立大学内 (財)しまね国際センター西部支所 TEL:28-7990
消費生活相談	月~金曜日 10:00~15:00	市役所本庁舎2階 消費生活相談室 TEL:23-3160
登記無料相談(要予約)	月・水・金曜日 9:00~16:00	松江地方法務局 浜田支局 TEL:22-0959
行政・人権相談	毎週水曜日 10:00~12:00 13:00~15:00	市役所本庁舎1階 市民相談室
人権相談	月~金曜日 8:30~17:15	松江地方法務局 浜田支局 TEL:22-0959
交通事故相談 交通事故相談員による 無料相談	毎週水曜日 9:00~12:00 13:00~16:00	浜田合同庁舎1階 島根県交通事故相談所 浜田相談室 TEL:29-5563

自死遺族に関する相談

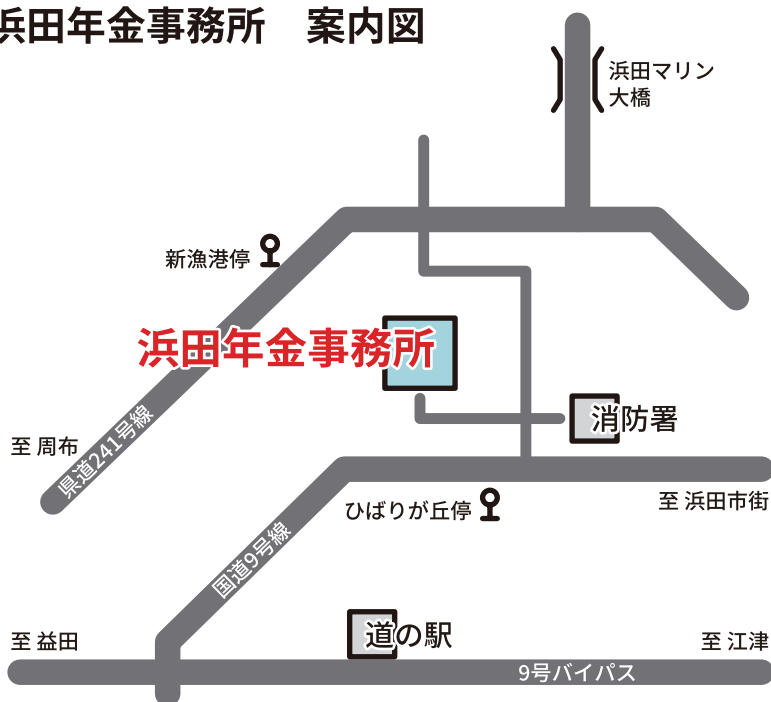
相談窓口	内 容	電話番号	受付時間等
自死遺族相談専用ダイヤル (島根県立心と体の相談センター)	個別相談	0852-21-2045	月曜~金曜8:30~17:15 (祝日、年末年始は除く)
自死遺族自助グループ 「しまね分かち合いの会・虹」	遺族に よる相談	090-4692-5960	24時間

※祝日の場合は、各連絡先にお問い合わせください。

浜田市役所庁舎配置図



浜田年金事務所 案内図



年金予約専用電話
0570-05-4890

市役所での手続き内容によっては、1時間以上かかる場合がありますので、年金事務所の予約は時間に余裕を持っておとりください。お願いします。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.